

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

現下の地方財政は極めて危機的な状況にある。

このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により大幅な税収不足が生じたほか、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国とともに徹底した行財政改革を推進すべきであるが、我々は、財政構造改革の真髄は、地方税財政制度を地方分権時代に相応しいものに切り換えていくことにありと考える。

現在、三位一体の改革については、「骨太の方針第2弾」に基づき経済財政諮問会議において6月末を目途に改革案を取りまとめるべく、大詰めの検討作業が進められているところであるが、三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念の実現を基本に据えて推進していくべきものとする。

そのためには、歳出面において国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から地方歳入に占める地方税の割合を上げていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源移譲を基軸に、国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるための財源保障は国の責務であるとの観点から地方交付税制度を堅持する立場に立ち、三位一体の改革を早期に実現するよう、また、その際、三位一体の改革は同時併行で一体のものとして相互にバランスを図りながら進めていくよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月27日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
経済財政政策担当大臣、地方分権改革推進会議議長